

JTAAプライバシーポリシー(個人情報保護に関する方針)について

理事長 川合 由美子

協会は「個人情報保護に関する方針」を平成22年に制定しましたが、この度、個人情報の保護に関する法律が改正され施行されましたので、法律の主な改正点と今後の協会の個人情報に関する方針についてお知らせします。 (平成30年5月1日)

1 協会の個人情報の取扱方針について

「個人情報保護方針」は提供者(事業利用者)をはじめとする協会の多くの関係者の方々に安心して、自分の氏名や連絡先を提供して頂けるように姿勢を示したものです。

2 個人情報の保護に関する法律の主な改正点

- ・取り扱う個人情報が人数に関係なく(5,000人以下であっても)個人情報取り扱い事業者としての法令上の義務付けがされ、協会も適用を受けることになりました。
- ・保護されるべき個人情報の定義と範囲が明確化されました。

「身体的特徴」が個人情報として該当することに、また、要配慮個人情報(機微情報)に関する規定が整備され、更に、特定個人情報(マイナンバー)の保護についても個人情報保護に関する法律の中に整理されました。

3 協会の個人情報の取扱に関するポイントは次の通りです。

①個人情報の利用目的の具体化

協会の事業実施に使用することが目的ですが、可能なかぎり目的を具体的にしました。この範囲を超える場合は、その都度個人情報の提供を受けることとしました。

②協会が扱う個人情報の範囲

氏名、住所、会員番号、電話番号、携帯電話番号、PC・スマホ・携帯等のメールアドレス。

協会では、これら以外の情報を特定の目的で使用する場合には、その都度利用目的を限定して提供して頂きます。

③個人情報は、すべて本人から直接提供していただくこととし、名簿業者や他の団体や会社等から提供を受けることはいたしません。(年次大会受付業務は例外になります。)

④協会が個人情報を協会以外の第三者に提供することはいたしません。

⑤業務上、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合があります。その場合も委託先と個人情報保護の契約等を締結し、トレーサビリティを実施して管理・監督します。

⑥協会の個人情報は本部支部どちらかが提供を受けたものであっても協会の保有する個人情報として保有・管理利用いたします。ただし、特定個人情報(マイナンバー)については、法律の定めにより本部と支部がそれぞれ特定個人情報(マイナンバー)を提供していただくことになります。

⑦要配慮個人情報(機微情報)

人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報等「要配慮個人情報」は協会として本人の同意の有無にかかわらず取得することはいたしません。

4 「個人として」ご注意いただきたいこと

①皆さんが自分が個人情報保護法の「事業者」として、個人が収集した個人情報を本人の同意を得ずに他人に伝えたり、他の事業者に提供しないように注意が必要です。心の教育団体として協会の倫理綱領等も含めた自制と個人情報についての対応が求められます。

②個人情報とプライバシーについて

個人情報は特定の個人を識別する情報のこと、プライバシーは個人や家庭内の私事、私生活に関することですので、プライバシーは個人情報の取扱にとどまらず幅広い内容になります。研修会講座運営の中での配慮が必要です。

●「個人情報保護法に基づく公表事項等の案内」が求められていますので、併せてホームページに掲載しました。